

## 作成状況（施設管理者）

### 県内の 避難区域確保計画作成状況

#### ◇洪水浸水想定

44% (1,833 / 4,207施設)

<R2年1月1日時点>

#### ◇土砂災害警戒区域

14% ( 17 / 120施設)

<R2年5月末時点>

## 社会福祉施設の対応事例

### 【川越キングスガーデン】

- ・避難確保計画を作成（平成29年）
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の見直し・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難



【特別養護老人ホーム  
川越キングス・ガーデン】

1階建てのA棟・B棟からスロープ・階段により2階建てのC棟の上階へ避難

【特別養護老人ホーム  
川越キングスガーデン】

利用者100人

到達水位



## 避難確保計画の作成に向けた取組

### ◇市町村地域防災計画への位置付けと、避難確保計画作成の義務

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、市町村の地域防災計画へ位置付けるとともに、要配慮者利用施設では避難確保計画の作成が義務

### ◇計画作成促進のための県の取組

市町村等とともに講習会等を開催するなど、避難確保計画を作成する施設管理者を支援

埼玉県県土整備部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室長  
(公 印 省 略)

### 避難確保計画作成の手引きの改定について

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられているところです。

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、従前より作成にあたっての手引きについて、通知・周知しているところですが、今回、更なる利便性の向上のため、内容の改定ならびに対象災害別（洪水・内水・高潮、土砂災害、津波）に分かれていた手引きの統合（別添）を行いましたので、お知らせいたします。ついては、貴管内市町村に周知するとともに、貴管内関係市町村に対し、管理者等への周知方取り計らわれるようお願いいたします。

また、本手引き及び既にお知らせしている「「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について」（H29.6.19付国水環防第5号及び国水砂第10号）を活用し、管理者等において適切に避難確保計画が作成されるよう、貴管内市町村と連携して適切な対応をお願いいたします。

なお、水害に関しては全国の国土交通省河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、また、土砂災害に関しては国土交通省砂防関係事務所において、施設管理者等による避難確保計画の作成、訓練の実施等に対する技術的助言を行っておりますので適宜ご活用ください。

# 避難確保計画作成の手引きの改定

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

## 避難確保計画作成の手引き

### 避難確保計画作成の手引き

- [計画作成にあたって \(PDF:74KB\)](#)
- [解説編 \(PDF:9,278KB\)](#)
- 様式編
  - ・ [社会福祉施設 \(XLSX:844KB\)](#)
  - ・ [学校 \(XLSX:848KB\)](#)
  - ・ [医療施設 \(XLSX:845KB\)](#)
- 記載例
  - ・ [社会福祉施設 \(PDF:1,326KB\)](#)
  - ・ [学校 \(PDF:1,327KB\)](#)
  - ・ [医療施設 \(PDF:1,330KB\)](#)

● [過去の手引きはこちら](#)

解説編、様式編、記載例については、HPにてダウンロードできます。

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

令和2年1月1日現在

【集計中】

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
北海道	4,567	889
青森県	885	418
岩手県	933	763
宮城県	1,229	743
秋田県	575	381
山形県	747	448
福島県	870	444
茨城県	758	369
栃木県	829	577
群馬県	1,458	944
埼玉県	4,207	1,833
千葉県	1,008	416
東京都	4,465	2,103
神奈川県	3,852	2,209
新潟県	2,497	1,603
富山県	839	471
石川県	682	505
福井県	873	328
山梨県	764	295
長野県	1,753	670
岐阜県	1,612	1,001
静岡県	3,034	2,380
愛知県	4,338	2,626
三重県	1,351	673

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
滋賀県	688	207
京都府	2,095	131
大阪府	8,406	793
兵庫県	2,574	1,043
奈良県	298	179
和歌山県	1,214	680
鳥取県	745	452
島根県	761	320
岡山県	2,047	351
広島県	2,452	1,882
山口県	645	392
徳島県	1,630	1,270
香川県	682	469
愛媛県	1,242	449
高知県	386	250
福岡県	3,143	1,253
佐賀県	494	128
長崎県	401	155
熊本県	1,650	89
大分県	878	526
宮崎県	754	560
鹿児島県	579	329
沖縄県	5	4
合計	77,906	35,043

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

令和2年1月1日現在【集計中】

都道府県	市町村	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を作成し ている 要配慮者利用 施設の数
埼玉県	さいたま市	248	218
埼玉県	川越市	214	153
埼玉県	熊谷市	218	167
埼玉県	川口市	788	225
埼玉県	行田市	82	57
埼玉県	加須市	258	169
埼玉県	本庄市	105	3
埼玉県	東松山市	17	10
埼玉県	春日部市	337	81
埼玉県	狭山市	9	1
埼玉県	羽生市	96	18
埼玉県	鴻巣市	83	7
埼玉県	上尾市	27	18
埼玉県	越谷市	484	49
埼玉県	蕨市	79	18
埼玉県	戸田市	139	127
埼玉県	朝霞市	50	50
埼玉県	志木市	64	8
埼玉県	和光市	21	21
埼玉県	新座市	17	14
埼玉県	桶川市	2	2
埼玉県	久喜市	247	231
埼玉県	八潮市	100	74
埼玉県	富士見市	50	1
埼玉県	三郷市	90	21
埼玉県	坂戸市	47	13
埼玉県	幸手市	46	14
埼玉県	吉川市	85	45
埼玉県	ふじみ野市	24	1
埼玉県	白岡市	57	11
埼玉県	伊奈町	8	2
埼玉県	毛呂山町	1	0
埼玉県	川島町	29	0
埼玉県	吉見町	21	0
埼玉県	神川町	1	1
埼玉県	上里町	63	3
計		4207	1833

社福第2679-3号  
河砂第705-3号  
令和2年 3月30日

各市町村長（福祉部局及び危機管理部局扱い）様

埼玉県福祉部長（公印省略）  
埼玉県県土整備部長（公印省略）

### 水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の水防法改正により、洪水による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設及び学校）のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者（設置者）又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられました。水防法を所管する国土交通省は、令和3年度末までにすべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。

しかし、同省の調査によると、県内の避難確保計画作成済みの社会福祉施設は半数以下（平成31年3月末現在）にとどまっている状況です。

昨年は、県内各地で台風による甚大な被害が発生し、社会福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められていることから、社会福祉施設等の長に対する文書を作成しました。

については、貴市町村所管の該当施設に対しましても、貴職から周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、該当施設につきましては、貴市町村の防災担当課又は河川担当課に御確認いただければと存じます。

また、国土交通省作成チラシ「都道府県・市町村の担当者の皆さまへ 水防法・土砂災害防止法の改正」も添付いたします。参考としていただければ幸いです。

**【水防法に基づく避難確保計画及び防災訓練について】**

○県土整備部 河川砂防課 防災担当 TEL048-830-5137

**【本文書について】**

○社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 TEL048-830-3276

社福第2679-1号  
河砂第705-1号  
令和2年 3月30日

対象社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 知久 清志（公印省略）  
埼玉県県土整備部長 中村 一之（公印省略）

### 水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の水防法改正により、洪水による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設及び学校）のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者（設置者）又は管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。水防法を所管する国土交通省は、令和3年度末までにすべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。しかし、同省の調査によると、県内の避難確保計画作成済みの社会福祉施設は半数以下（平成31年3月末現在）にとどまっている状況です。

昨年は、県内各地で台風による甚大な被害が発生しました。社会福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められていることから、まだ計画を作成されていない対象施設につきましては、速やかに計画を作成していただき、所在市町村の防災担当課に御報告くださるようお願い申し上げます。

また、水害に備えた避難訓練につきましても実施してくださるよう、併せてお願いいたします。

なお、貴施設は該当施設と思われるため本通知をお送りしておりますが、既に避難確保計画を市町村へ提出済みである場合は御容赦くださるようお願いいたします。

記

#### 1 対象となる施設

洪水による浸水想定区域内にある社会福祉施設のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設 ※施設所在市町村のハザードマップ等でご確認ください。

#### 2 水防法により義務付けられていること

- (1) 避難確保計画の作成
- (2) 市町村の防災担当課への報告（避難確保計画を作成・変更したとき）
- (3) 避難訓練の実施

### 3 関連するホームページ

○埼玉県ホームページ

社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

○国土交通省ホームページ

自営水防（企業水防）について 要配慮者利用施設の浸水対策

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※避難確保計画の作成状況については、当該ホームページで公開されています。

### 4 相談・問い合わせ先

○所在市町村の防災担当課（河川担当課が所管している場合もあります。）

県庁所管課電話 048-830-（各担当の番号）

**【水防法に基づく避難確保計画等に関すること】**

○県土整備部 河川砂防課 防災担当 5137

**【各施設所管】**

○障害者支援課	施設支援担当	3314
	地域生活支援担当	3317
○高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3254
○少子政策課	子育て環境整備担当	3322
	施設整備・指導担当	3328
	施設運営・人材確保担当	3330
○こども安全課	養護担当	3331
○社会福祉課	生活保護担当	3280
	医療保護・生活困窮者支援担当	3282